



マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

当院では、マイナンバーカードで受付されることにより、以下の情報を即時に確認できるようになりました。

- 健康保険証の資格情報 ※対象外の保険もあります
⇒転職、引越し、結婚等で新しい保険証の発行を待たずに、保険者の手続きが完了した時点で資格の確認が可能です。
- 高額療養費制度の情報
⇒限度額適用認定証の申請手続きが不要です。
- 薬剤の情報（過去3年分）、特定健診の情報（過去5年分）
⇒より適切で迅速な検査・診断・治療が可能です。



マイナンバーカードをお持ちの方は、受付に備え付けの専用機械（顔認証付きカードリーダー）にマイナンバーカードを置いて、顔認証か暗証番号で受付してください。保険証確認が不要となります。

★安心★

職員がマイナンバーカードを預かることはありません。また、顔認証又は暗証番号が必須のため、なりすましで受付することはできません

★ワンポイント★

「健康保険証利用申込」手続きがまだの方も、この専用機械で手続きができます

ご不明な点がございましたら、受付事務員にお尋ねください